

宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市域における民生家庭部門からの温室効果ガスの排出削減を推進し、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を促進するため、自らが所有し、かつ居住する住宅にZEHを導入する者に対し、予算の範囲内において宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金(以下、補助金という)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) Net Zero Energy House

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅(以下、「ZEH」という。)をいう。

(2) 国ZEH補助金

国がZEHの普及促進を目的に実施する補助金のうち、市長が別に定めるものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象となる住宅(以下、「補助対象住宅」という。)は次の各号に該当する、宇治市内の戸建住宅とする。

(1) 国ZEH補助金を受けることによって、平成31年2月に国(資源エネルギー庁)が策定した「ZEHの定義」を満たすことが証明できること。

(2) 申請しようとする者(以下、「申請者」という。)が所有し、かつ居住する住宅であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。ただし、同一の住宅につき、この要項に基づく補助金の交付は1回限りとする。

(1) 市内に自らが所有し、かつ居住するため、前条に規定する補助対象住宅を導入する者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 国ZEH補助金の交付確定を1年以内に受けた者で、複数年度事業における交付確定は、後年度分(国ZEH補助金にかかる全ての事業が完了した年度)とする。

(4) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の額)

第5条 補助金額は、30万円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金交付申請兼実績報告書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (2) 住宅の完成カラー写真
- (3) 国ZEH補助金の「交付額確定通知書」の写し
- (4) 申請者の住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)
- (5) 市税の納税証明書等、申請者が市税を滞納していないことを証する書類
- (6) 建物の登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの)又は固定資産税納税通知書(共有名義の場合を除く)等
- (7) 建物が申請者その他の者との共有名義であるときは、共有者全員の承諾書
- (8) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の申請兼実績報告書を提出できる期間は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、遅滞なく補助金の交付決定及び確定又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定及び確定をしたときは、宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第2号)により、不交付を決定したときは、宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金交付決定通知書兼確定通知書を受けた者(以下、補助確定者という。)は、確定の日から30日以内に、宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金交付請求書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定及び確定の取消)

第10条 市長は、補助確定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定及び確定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 申請者から申請取り下げの意思表示があったとき。
- (3) その他この要項の規定に反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定及び確定の取り消しをしたときは、宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金交付取消通知書(別記様式第5号)により、補助確定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定及び確定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金返還命令書(別記様式第6号)により期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査及び指導)

第12条 市長は、補助金の交付に関する事務を適正に執行するため、補助対象住宅の設備の設置及び管理の状況、住宅の状況について調査し、指導することができる。

(管理)

第13条 補助金の交付を受けた者は、住宅の引渡日から起算して6年間、補助対象住宅に係る設備を点検及び必要な整備を行うなど善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

(処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、住宅の引渡日から起算して6年以内に廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金に係る財産処分承認申請書(別記様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行し、適用する。
- 2 この要項は、令和5年4月1日から施行し、適用する。
- 3 この要項は、令和7年4月1日から施行し、適用する。
- 4 この要項は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。